

災害・事故等発生時における対応マニュアル

国立感染症研究所村山庁舎

平成28年4月1日実施

令和3年4月1日一部改訂

目 次

1	災害・事故等発生時の初動対応	1
1-1	地震が発生した場合	1
1-1-1	地震発生時の危険回避措置	
1-1-2	被害の確認体制	
1-1-3	異常が確認された場合の対応	
1-1-3-1	消防機関への119番通報、在庁者への連絡等	
1-1-3-2	関係機関への通報	
1-1-4	異常が確認されなかった場合の対応	
1-2	火災が発生した場合	2
1-2-1	火災発生の確認	
1-2-1-1	管理棟防災センターへの通報	
1-2-1-2	警備員が発見した場合	
1-2-2	関係機関への通報	
1-2-2-1	消防機関への119番通報等	
1-2-2-2	防火・防災管理者等への通報	
1-2-2-3	在庁者への連絡	
1-2-2-4	関係機関への連絡	
1-3	その他の災害・事故、不測の事態が発生した場合	3
1-3-1	管理棟防災センターへの通報	
1-3-2	関係機関への通報	
1-3-2-1	防火・防災管理者等への通報	
1-3-2-2	在庁者への連絡	
1-3-2-3	関係機関への通報	
1-3-3	施設外への病原体等の漏えい、BSL4施設における実験中の事故等の場合	
1-4	職員の参集	4
1-4-1	自動参集	
1-4-2	招集する場合の連絡体制	
1-4-3	招集する職員の範囲	
1-5	被災情報の収集	4
1-5-1	情報収集体制	
1-5-2	収集する情報	
1-5-3	災害・事故等発生時の連絡票の作成	
1-6	住民への連絡	5

1-6-1	住民への連絡体制	
1-6-2	連絡方法	
1-6-2-1	ホームページによる周知	
1-6-2-2	村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがある場合の連絡	
1-6-3	防災行政無線の活用	
1-6-3-1	防災行政無線の活用の判断	
1-6-3-2	防災行政無線の活用に関する武蔵村山市との協議	
1-6-4	連絡内容	
1-7	地域住民、近隣施設等からの通報	6
2	BSL4施設への影響評価	6
2-1	情報収集	6
2-1-1	情報収集の体制	
2-1-2	逃げ遅れた者の有無の確認	
2-2	専門家による影響評価、消防隊等への専門的助言等	6
2-2-1	専門家への連絡体制	
2-2-2	専門家による助言	
2-2-3	関係機関への通報	
3	村山庁舎の敷地外への避難	7
3-1	避難の検討	7
3-2	敷地外への避難の決定	7
3-3	避難誘導	7
4	国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会における事後報告	7

別記1～3

国立感染症研究所村山庁舎においては、これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく国立感染症研究所病原体等安全管理規程及び消防法に基づく消防計画（以下「消防計画」という。）等により、災害・事故対策及び安全対策を講じてきたところであるが、平成27年12月の「国立感染症研究所村山庁舎の安全対策、災害・事故対策及び避難対応の強化に関する検討会」の中間整理を踏まえ、今般、災害・事故等発生時における対応マニュアルを定め、既存の消防計画等とあいまって、地域住民、近隣施設等に配慮したより具体的かつ迅速な対応を行うこととする。

1 災害・事故等発生時の初動対応

1-1 地震が発生した場合

1-1-1 地震発生時の危険回避措置

防火・防災管理者（施設管理課長）は、各自の身の安全を第一に確保させ、次の措置を各対象者に指示する。

対象者	措置内容
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験中の各種機器を停止し、安全な場所に避難する。 ・ 事務等の執務中の者は、机等の安全な場所に身を寄せる。 ・ 建物外にいる者は、建物等から離れ、落下物に注意する。
各火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火気使用設備器具の使用停止及び確認を行う。 ・ 危険物施設の各バルブの閉鎖措置を行う。 ・ 建物、機械器具等の異常の有無の確認を行う。

1-1-2 被害の確認体制

地震の揺れが収まった後、防火・防災管理者は、防火・防災管理業務受託者（以下「警備員」という。）に指示して、村山庁舎の各建物・設備の異常の有無を確認させるとともに、地震に関する情報収集（各地の震度、庁舎外の被災状況等）を行わせる。

休日又は夜間に地震が発生した場合は、警備員が、村山庁舎の各建物・設備の異常の有無を確認するとともに、異常の有無・内容について、別に定める緊急連絡先一覧表に基づき、防火・防災管理者（防火・防災管理者に連絡がつかないときは、施設管理課員。特に定めがない場合は、以下同じ。）等の関係者に、速やかに通報する。

1-1-3 異常が確認された場合の対応

1-1-3-1 消防機関への119番通報、在庁者への連絡等

地震に伴い村山庁舎内で火災等が発生した場合は、警備員は、直ちに、消防機関に119番通報するとともに、初期消火活動を行い、非常放送設備により庁舎内に被災状況等を周知する。

1-1-3-2 関係機関への通報

村山庁舎の各建物・設備に異常（地震に伴う火災等を含む。）が確認された場合、防火・防災管理者は、速やかに、戸山庁舎（総務課）、厚生労働省（大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課）に被災状況を連絡するとともに、次の①、②により、武蔵村山市、消防機関、警察等への連絡等を行う。

① 武蔵村山市で震度5弱以上の場合

村山庁舎の建物・設備、BSL4施設内の異常の状況について、別記1により武蔵村山市、消防機関、警察等に連絡するとともに、国立感染症研究所のホームページで公表する。

② 武蔵村山市で震度4以下の場合

BSL4施設内に異常があった場合は、別記1により武蔵村山市、消防機関、警察等に連絡するとともに、国立感染症研究所のホームページで公表する。

1-1-4 異常が確認されなかった場合の対応

武蔵村山市で震度5弱以上で、村山庁舎の各建物・設備に異常が確認されなかった場合は、防火・防災管理者は、速やかに、戸山庁舎（総務課）、厚生労働省（大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課）にその旨を連絡するとともに、別記1により武蔵村山市、消防機関、警察等に、その旨を連絡し、国立感染症研究所のホームページで公表する。

なお、武蔵村山市で震度4以下であって、村山庁舎の各建物・設備に異常が確認されなかったときは、関係機関への連絡は不要とする。

1-2 火災が発生した場合

1-2-1 火災発生の確認

1-2-1-1 管理棟防災センターへの通報

村山庁舎に勤務する者が庁舎内及び敷地内で火災を発見した場合、直ちに近くにいる者及び防災センター（管理棟1階警備員室内：内線3211）に発災場所と火災の状況を通報する。

1-2-1-2 警備員が発見した場合

警備員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに現場に急行の上状況を確認し、自動火災報知設備の発信機を押すか、または非常電話等で防災センターに通報する。

1-2-2 関係機関への通報

1-2-2-1 消防機関への119番通報等

火災発生の通報を受けた防災センターに勤務する警備員は、直ちに消防機関に119番通報するとともに初期消火活動を行う。

1-2-2-2 防火・防災管理者等への通報

警備員は、直ちに防火・防災管理者に、火災の発生を通報する。

休日又は夜間に火災が発生した場合、勤務する警備員は、別に定める緊急連絡先一覧表に基づき、防火・防災管理者等の関係者に、速やかに通報する。

1-2-2-3 在庁者への連絡

警備員は、非常放送設備により庁舎内に火災発生現場の状況等を周知する。

1-2-2-4 関係機関への連絡

火災の規模にかかわらず、村山庁舎の建物・設備の異常の有無、BSL4施設内の異常の有無について、防火・防災管理者は、速やかに、戸山庁舎（総務課）、厚生労働省（大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課）にその旨を連絡するとともに、別記1により武蔵村山市、消防機関、警察等に連絡し、国立感染症研究所のホームページで公表する。

1-3 その他の災害・事故、不測の事態が発生した場合

1-3-1 管理棟防災センターへの通報

災害・事故、不測の事態を発見した村山庁舎に勤務する者は、直ちに近くにいる者及び防災センター（管理棟1階警備員室内：内線3211）に発災場所と災害・事故等の状況を通報する。

1-3-2 関係機関への通報

1-3-2-1 防火・防災管理者等への通報

災害・事故等の発生の通報を受けた防災センターに勤務する警備員は、直ちに防火・防災管理者に、災害・事故等の発生を通報する。

休日又は夜間に災害・事故等が発生した場合、勤務する警備員は、別に定める緊急連絡先一覧表に基づき、防火・防災管理者等の関係者に、速やかに通報する。

1-3-2-2 在庁者への連絡

防火・防災管理者は、災害・事故等の内容から必要と判断するときは、警備員に指示して、非常放送設備により庁舎内に災害・事故等の状況等について提供する。

休日又は夜間にあつては、警備員が、必要に応じて、非常放送設備により庁舎内に被災状況等を周知する。

1-3-2-3 関係機関への通報

災害・事故や不測の事態によって、村山庁舎の各建物・設備、BSL4施設内に異常等が生じたときは、防火・防災管理者は、速やかに、戸山庁舎（総務課）、厚生労働省（大臣官房厚生科学課、健康局結核感染症課）にその旨を連絡するとともに、別記1により武蔵村山市、消防機関、警察等に連絡し、国立感染症研究所のホームページで公表する。

1-3-3 施設外への病原体等の漏えい、BSL 4施設における実験中の事故等の場合

病原体等の施設外への漏えいや、BSL 4施設における実験中の事故等（針刺し事故や曝露等）が発生した場合における関係者への通報、初動対応は、本マニュアルに定めるところによるほか、国立感染症研究所BSL 4実験室安全操作指針に基づき行う。

1-4 職員の参集

休日又は夜間に地震、火災、その他の災害・事故や不測の事態が発生したときは、防火・防災管理者その他の職員は、次に定めるところにより、村山庁舎に参集する。

1-4-1 自動参集

武蔵村山市で震度5弱以上の地震が発生した場合、大規模地震対策特別措置法第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられた場合、防火・防災管理者等は、非常時は、招集連絡がなくても村山庁舎に参集する。

1-4-2 招集する場合の連絡体制

地震、火災、その他の災害・事故や不測の事態が発生したときは、防火・防災管理者は、別に定める緊急連絡先一覧表に基づき、必要と判断される職員に対し、村山庁舎に参集するよう連絡する。

1-4-3 招集する職員の範囲

招集する職員の範囲については、概ね1時間以内に参集可能な職員とする。

1-5 被災情報の収集

1-5-1 情報収集体制

自衛消防隊の通報連絡班は、防火・防災管理者の指示の下、災害・事故等の状況、被害の状況、逃げ遅れた職員等に関する情報などについて自ら情報収集を行うとともに、職員、警備員、その他の在庁者等から管理棟防災センターに報告される情報をとりまとめる。

1-5-2 収集する情報

災害・事故等の発生時に収集する情報は、次のとおりとする。

災害・事故等の種別、発生した日時、発生した場所、災害・事故等の概況、施設・設備の被害状況、BSL 4施設内の異常の有無や異常の箇所・内容、負傷者・行方不明者・死亡者の氏名・性別・年齢・所属・負傷の程度、その他参考事項とする。

事態の進展に応じて、上記のほか、次に掲げる情報についても収集する。

消防機関・警察などの関係機関への通報状況、初期消火等の対応状況、村山庁舎の周辺地域の被災状況。

1-5-3 災害・事故等発生時の連絡票の作成

自衛消防隊の通報連絡班長は、収集した情報を取りまとめ、災害・事故等発生時の連絡票（以下「連絡票」という。）を作成する担当者を指名する。当該指名された者は、定期的に、別記2の様式による連絡票（第〇報）を作成し、防火・防災管理者の確認を受ける。

連絡票（第1報）は、災害発生を知ってから概ね30分以内で、可能な限り早く作成する。

連絡票の作成に当たっては、簡潔さ、正確性、速報性を重視するとともに、前報からの変更点に下線を引くなどにより、事態の進展が一目で分かるように努める。

1-6 住民への連絡

1-6-1 住民への連絡体制

災害・事故等が発生した場合の住民への連絡は、防火・防災管理者の指示の下、自衛消防隊の通報連絡班が行う。

通報連絡班員は、ホームページへの掲載方法や、村山庁舎の屋外放送設備の使用方法について、日頃から業務や訓練を通じて習熟することとする。

1-6-2 連絡方法

1-6-2-1 ホームページによる周知

災害・事故等が発生した場合、1-1から1-3までに定めるところにより、村山庁舎の建物・設備の異常の有無、BSL4施設内の異常の有無について国立感染症研究所のホームページで公表する。

1-6-2-2 村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがある場合の連絡

災害・事故等により、村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがある場合は、村山庁舎の屋外放送設備や武蔵村山市の防災行政無線などの方法により、災害・事故等の状況や住民に求められる避難行動等について、具体的に、かつ、速やかに住民に連絡する。

災害・事故等の状況に応じた住民への連絡方法については、別記3のとおりとする。

1-6-3 防災行政無線の活用

1-6-3-1 防災行政無線の活用の判断

災害・事故等により村山庁舎の敷地外に影響が及ぶおそれがあり、広域に避難行動等を呼びかける必要がある場合は、村山庁舎の屋外放送設備に加えて、武蔵村山市の防災行政無線の活用を検討する。

防災行政無線は、武蔵村山市全域をカバーし、必要に応じて、スピーカー単位に限定することもできるため有用である一方、村山庁舎以外にも被害が出ているなどの場合には、他の放送内容が優先されることもある。防災行政無線の活用については、こ

のような特徴も考慮して検討する。

1-6-3-2 防災行政無線の活用に関する武蔵村山市との協議

自衛消防隊の通報連絡班は、防火・防災管理者の指示の下、防災行政無線の活用について、武蔵村山市総務部防災安全課等と協議する。

1-6-4 連絡内容

住民への連絡にあたっては、誤解の余地がない、簡潔で分かりやすい表現を用いて、繰り返し伝えるものとする。具体的な例文については別記3のとおりとする。

1-7 地域住民、近隣施設等からの通報

地域住民、近隣施設等が、村山庁舎の建物及び敷地内において、異常な現象（火災、異臭、発煙等）を発見した場合、速やかに次の連絡先へ通報していただけるよう協力をお願いする。

- ・連絡先 国立感染症研究所村山庁舎（電話：042-561-0771）
平日：施設管理課 夜間・休日：警備員室

2 BSL4施設への影響評価

2-1 情報収集

2-1-1 情報収集の体制

防火・防災管理者は、安全実験管理部長又は自衛消防隊の特別工作班に指示して、BSL4施設の被害状況に関する情報収集を行わせる。

2-1-2 逃げ遅れた者の有無の確認

安全実験管理部長及び自衛消防隊の避難誘導班員は、BSL4実験室から逃げ遅れた者がいないか速やかに確認し、自衛消防本部（原則として防災センターに置く。）に報告する。

2-2 専門家による影響評価、消防隊等への専門的助言等

2-2-1 専門家への連絡体制

防火・防災管理者は、災害・事故等に対する応急措置を講ずるにあたって、村山庁舎で保管する病原体に関する専門的な見地からの助言を得るため、別に定める緊急連絡先一覧表に基づき、高度封じ込め施設長、BSL4対応実験室運営責任者、ウイルス第一部長、安全実験管理部長等に連絡するものとする。

2-2-2 専門家による助言

防火・防災管理者から連絡を受けた専門家は、BSL4施設への影響の有無、病原体の漏えい防止や曝露防止のために必要な措置などを判断し、自衛消防隊をはじめ応急措置に従事する者に対し必要な指示・助言を行う。また、消防機関の消防隊が到着

した時も、消火に当たっての留意点等の必要な指示・助言を行う。

2-2-3 関係機関への通報

災害・事故等により、病原体等による感染症が発生する可能性がある場合は、所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 29 の規定に基づき、直ちに、同法施行規則で定める応急の措置を講じるとともに、警察署等に通報しなければならない。

また、この場合において、所長は、同条の規定に基づき、遅滞なく、厚生労働省（健康局結核感染症課）に届け出なければならない。

3 村山庁舎の敷地外への避難

3-1 避難の検討

防火・防災管理者は、村山庁舎周辺の災害状況を確認するとともに、村山庁舎消防計画別表 4（施設の安全点検のためのチェックリスト）の項目に従い、2-2-2 の専門家による指示・助言の内容も踏まえて、村山庁舎の施設内で待機できるかどうか判断する。

防火・防災管理者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内で待機することを決定した場合は、次の措置を行う。

- ・施設内に設置されている消火器の危険区域付近への集約、設置位置の周知
- ・定期的な巡回監視の徹底

3-2 敷地外への避難の決定

防火・防災管理者は、村山庁舎周辺や村山庁舎の各施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、村山庁舎の敷地外への避難を決定する。

村山庁舎消防計画に定められた地震時の避難場所は、次のとおり。

- ・避難場所 雷塚公園
- ・広域避難場所 武蔵村山市立雷塚小学校

3-3 避難誘導

防火・防災管理者は、村山庁舎の敷地外への避難を決定した場合は、東京都や武蔵村山市からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに職員等及び来庁者を誘導する。

4 国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会における事後報告

村山庁舎の建物・設備（BSL 4 施設を含む。）に異常があった場合には、影響の大小にかかわらず、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会で事後的に報告する。